

○埼玉県会計管理者の権限に属する事務の決裁に関する規程

平成19年4月1日会計管理者訓令第1号

目次

標題

発令

改正沿革

宛先

公布文

題名

□ 本則

第一条 (趣旨)

第二条 (用語の意義)

第三条 (課長の専決事項)

□ 第四条 (主幹等の専決事項)

2

第五条 (専決の制限)

第六条 (専決の報告)

□ 第七条 (代決)

改 平成二 平成二  
正 〇年 二年

印刷モード

終了